

5. 農業用水の水利権

水利権には、河川法に基づき河川管理者の許可を受けた許可水利権と、河川法制定以前（あるいは河川法に基づく河川指定以前）から取水の実態があり、水利利用の事実が正当なものであるとして社会的承認を受けて河川法の許可を受けたものとみなすとされた慣行水利権がある。

(1) 許可水利権

期別の最大取水量や年間総取水量等の許可の内容及び取水の条件等は、水利使用規則で定められ、農業用水は10年毎の更新時に必要水量等の確認が行われる。また、取水に当たっては、取水量を毎日計測し、河川管理者に定期的に報告することになっている。

【許可内容(一般的なもの)】				【許可水利権の例(A地区に係る水利使用規則(抜粋))】					
	許可期間	許可取水量	取水量報告の方法	(目的) 第1条 この水利使用は、かんがいのためにするものとする。					
上水	おおむね 10年	最大取水量	取水口ごとに取水量を毎日測定し、年1回又は月1回取水量を河川管理者に報告する。	(取水量) 第3条 取水量は、次のとおりとする。					
工水				最大取水量(期別あり) 年間総取水量	5/1~ 5/25	5/26~ 6/30	7/1~ 8/31	9/1~ 10/5	10/6~ 翌年4/30
かんがい	最大取水量	3.701		9.833	12.689	9.205	1.770		
発電	おおむね 20年	最大取水量		年間総取水量(千m ³)				116,440	

【参考法令】河川法第23条(流水の占用の許可)
第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

図 30. 許可水利権の内容等

(2) 慣行水利権

我が国においては、近世に入ると大河川における水利開発も盛んに行われるようになり、時には紛争も経ながら社会慣行として農業用水を中心に水利秩序が各地域で形成されてきた。明治29年に旧河川法が制定され、河川の流水の占用について許可を受けることとされたが、法制定以前から取水の実態があるものについては、流水の占用の許可を受けたものとみなすとされた。昭和39年に制定された新河川法においても、旧河川法と同様の地位が認められている。

慣行水利権については、土地改良事業によるダムや頭首工等の整備にあわせて、許可水利権への切り替えが行われてきている（近年、年間100件程度の切り替えが行われている）。このため、面積規模の大きな農業用水の多くは、許可水利権に移行しており、慣行水利権の多くは小規模なものとなっている。